

B-CON1

Biofunctional Finding Conference 1

第1回生体機能学術会議

2019.2.19

11:00-14:00

Chiba, JAPAN

生体機能探査推進機構

Biofunctional Finding Organization

目次

B-CON1 開催にあたって	1
生体機能探査推進機構について	2
開催情報	3
プログラム	4
講演及び研究発表抄録	5
生体機能探査推進機構定款等	13

B-CON1 開催にあたって

本機構は、九州の地で志を共にした者たちと共に立ち上げた、「生命科学研究会」として始まりました。

本年には、名称を「生体機能探査推進機構(BF0:Biofunctional Finding Organization)」と改め、組織としての機能を大きくし、更なる研究体制を整え、本機構にとって大きく動いた年になったのではないかと思います。

我々の機構の目的は、「ヒトの生体機能及び研究・開発、その活用に関する事業を総合的に探査及び推進をすることにより、人々の生活の質の向上及び公共の福祉に寄与すること」であります。

その成果の報告・発表する場としての「生体機能学術会議(B-CON)」を開催できたことは、本機構にとっても大きな意味を持つことになるでしょう。

また、今年には本機構から研究雑誌「Journal of Biofunctional Finding (JBFF)」の刊行を予定しており、これまで以上に活発な研究がなされることを期待しています。

なお、本会議の開催にあたり、ご尽力いただきました関係者各位には、厚く御礼を申し上げます。

第1回生体機能学術会議長
生体機能探査推進機構 理事長
根本 清次

生体機能探査推進機構について

【名称】

生体機能探査推進機構 (Biofunctional Finding Organization)

【所在地】

千葉県千葉市美浜区ひび野 1-1

【設立】

2015 年 (平成 27 年) 3 月

【役員及び評議員 (平成 31 年 2 月現在)】

理事長：根本清次

専務理事：木下博恵 香川将大

評議員：嶋津佑亮 浅利定栄 片山健浩

監事：清川拓馬

【目的】

生体機能探査推進機構 (英語名称: Biofunctional Finding Organization) は、ヒトの生体機能及び研究・開発、その活用に関する事業を総合的に探査及び推進をすることにより、人々の生活の質の向上及び公共の福祉に寄与することを目的とする。

【事業内容】

- 1 生体機能に着目した教育・研究・開発の実施を行う。
- 2 生体機能における新たな課題の提示・発信を行う。
- 3 生体機能における課題の探査およびその提示と解決への取り組みを行う。
- 4 生体機能を中心とした、新たな市場や事業の創出を行う。
- 5 生体機能を基盤とした人々や社会を豊かにする創造的な付加価値の創出を推進する。
- 6 その他、上記に関連した一切の事業。

【主要事業】

- I 生体機能学会 (B-CON) の主催
- II 研究雑誌 Journal of Biofunctional Finding (JBFF) の刊行

開催情報

【名称】

第1回生体機能学術会議

(Biofunctional Finding Conference 1 : B-CON1)

【学術会議長】

根本清次 (生体機能探査推進機構 理事長)

【日時】

平成 31 (2019) 年 2 月 19 日 (火) 11:00~14:00

【開催内容】

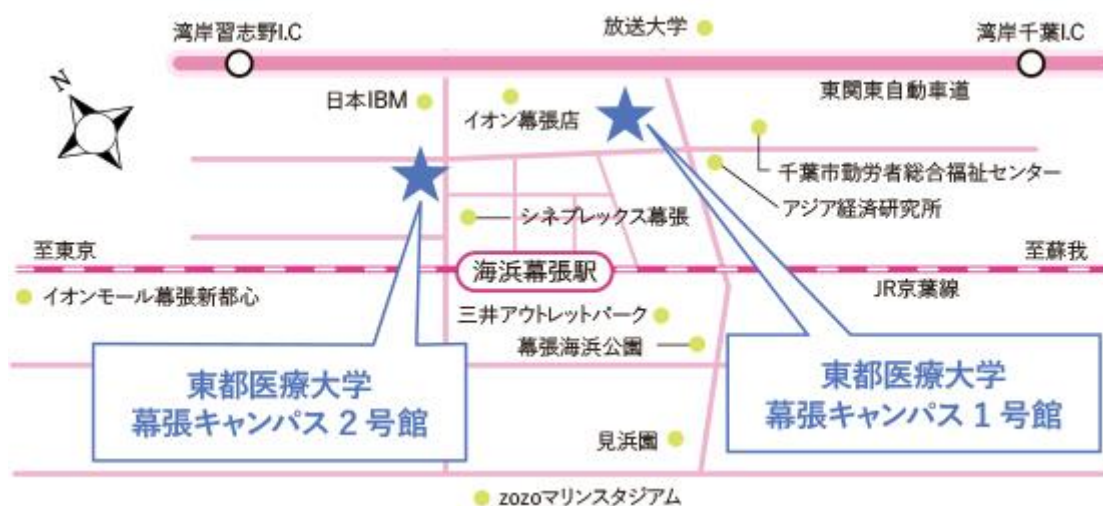
生体機能に関する講演及び研究発表 (プログラム等参照)

【場所】

千葉県千葉市美浜区ひび野 1-1

東都医療大学幕張キャンパス 1号館 3-F 教室

(周辺地図)



プログラム

学術会議長あいさつ

11:00~11:05

生体機能探査推進機構について

11:05~11:15

基調講演

11:15~11:25

研究報告

11:30~12:10

昼食

12:15~13:15

生体機能探査推進機構 理事会及び評議員会

13:20~14:00

基調講演及び研究報告抄録

「生体機能探査推進機構が目指すもの」

生体機能探査推進機構 理事長
東都医療大学幕張ヒューマンケア学部 教授
根本 清次

本機構は、ヒトの生体機能について研究や開発を行い、多くの人々の生活の質の向上や公共の福祉に寄与するための組織として設立いたしました。

昨今の時代の流れは、かつてないほどに速く大きく動いており、それは本機構を取り巻く状況や生体機能に関する情報も例外ではありません。

各分野においては、更なるイノベーションやブレイクスルーが求められ、これまで以上の新機軸を打ち出し、有用かつ有意義なものを社会から求められています。

本機構は、その機構章に込めた想いでもあるように、ヒトを含む生物界を探求するための探査針（probe）であり続けることを願い、その過程で得られた生体機能情報が、我々の物質世界に対し、広く影響を波及させたいと考えています。

すなわち、Biofunctional Finding は、人々の健康に寄与する知恵として、その生活への波及を願っているのです。

そのためにも、生体機能に関連した研究及び新たな市場や事業の創出、人々や社会を豊かにする創造的な付加価値の創出を推進していきたいと考えています。

研究報告	01
歩行測定器を用いた転倒リスクの評価に関する報告	
<p>香川 将大^{1,2} 清川 拓馬^{1,2,3,4} 木下 博恵^{1,2,5} 根本 清次^{1,2}</p> <p>¹東都医療大学、²生体機能探査推進機構、³千葉大学大学院、⁴一般財団法人健康医学協会、⁵宮崎大学大学院</p>	
<p>キーワード： 歩行 転倒リスク 感覚運動処理機構</p>	
<p>【目的】 高齢者の転倒ハイリスク群について、歩行開始から2歩目までに得られる歩行データおよび転倒リスク因子を分析することで、歩行測定器の転倒リスク評価ツールとしての有用性を検討する。</p> <p>【方法】 従来の転倒リスクのスクリーニング方法である Fall Risk Index (FRI) にて、高齢者群を転倒ハイリスク群 (N=10) と非転倒ハイリスク群 (N=18) に分け、各歩行データについて Mann-Whitney U 検定を行う。また、各歩行データを順位付けし、要介護度に対しての spearman 順位相関分析を行う。</p> <p>【結果】 Mann-Whitney U 検定の結果、反対足接地距離のみ有意な差がみられ (P=0.0491)、その他の値に有意な差はみられなかった。spearman 順位相関分析の結果、踏み出し接地時間と反対足接地時間に弱い正の相関が (r=0.311, 0.248)、踏み出し接地距離と歩行速度に弱い負の相関がみられた (r=-0.26, -0.25)。</p> <p>【考察】 各歩行データのうち反対足接地距離に着目することで転倒リスクが評価できることが示唆された。しかし、反対足接地距離以外の歩行データは、感覚運動処理能力に加えて心理面の影響を受けたことで、易転倒性を検出できなかった可能性がある。また、各歩行データと ADL には関連性が確認された。</p>	
<p>[筆頭著者詳細] 宮崎県出身。平成27年、宮崎大学医科学看護学研究科にて修士(看護学)取得。東都医療大学助教。生体機能探査推進機構理事。</p>	

研究報告	02
いびきの標準化の試みと疑似的ないびきの作成方法の検討	
清川 拓馬 ^{1 2 3 4} 宮本 幸季 ⁵ 濱田 翔 ⁶ 蔵元 恵里子 ⁷ 木下 博恵 ^{1 4 8} 香川 将大 ¹⁴ 吉永 砂織 ⁸⁹ 根本 清次 ¹⁴	
¹ 東都医療大学、 ² 一般財団法人健康医学協会、 ³ 千葉大学大学院、 ⁴ 生体機能探査推進機構、 ⁵ 国立がん研究センター、 ⁶ 宮崎県庁、 ⁷ 宮崎県立大学、 ⁸ 宮崎大学大学院、 ⁹ 宮崎大学	
キーワード：	いびき 標準化 formant
<p>【目的】 看護において音は、生活・療養環境を構成するうえで重要な要素である。しかしながら、身近な音であるいびきを音として分析し、標準化した研究は少なく、検討の余地がある。</p> <p>【方法】 健康な日本人男女5名からいびきの音を採取し、その音の分析を行った。また、採取した音から標準化を行い、作成したいびきを被検者に聞かせ、主観評価を行った。</p> <p>【結果】 いびきのサウンドスペクトログラムは、それぞれに特徴的な波形を示し、同一事象内のformantは近似的であった。また、作成したいびきについては、いびきとして感じられたとの評価を受けた。</p> <p>【考察】 第1及び第2formantにおいて特徴的な波形を示し、開口度よりも咽頭の閉塞や閉口による影響が強いことが示された。同一事象におけるいびきの再現性も示唆された。</p>	
<p>【筆頭著者詳細】 福岡県出身。平成28年に宮崎大学大学院看護学研究科より、修士（看護学）を取得。現在、東都医療大学にて勤務し、生体機能探査推進機構では、監事。</p>	

研究報告	03
生活史に基づいた環境再現における考察	
根本 清次 ^{1,2} 木下 博恵 ^{1,2,3} 香川 将大 ^{1,2} 清川 拓馬 ^{1,2,4,5} <small>¹東都医療大学、²生体機能探査推進機構、³宮崎大学大学院、⁴一般財団法人健康医学協会、⁵千葉大学大学院</small>	
キーワード： 環境再現 生活史 QOL	
<p>ヒトは日常生活における環境の在り方で、知らず知らずのうちに行動や物事の感じ方に大きな影響を受けている。これは環境からの刺激がヒトの精神活動に影響することを意味しており、もし過去において最良な時を過ごした記憶があれば、その時の環境もまた重要な役割を担っている。つまり、環境から受けた視覚、嗅覚、聴覚を始めとする様々な感覚は、記憶の中に保存されることになる。</p> <p>看護職が、患者ひとりひとりの生活史に基づいた記憶を対話によって振り返り、良好な環境体験を確認し、この情報を基に最新機器を用いて疑似的な環境が再現できれば、個人にとって好影響を及ぼす空間が創生されるのではないだろうか。</p> <p>上記から、透析治療はもとより、バイオクリンルームなど分離的な環境におかれた患者、療養の特殊性から自分らしさが発揮できずにいる患者、さらに医療・介護施設において、施設になじめず生きがいを喪失している利用者、さらに第一線で活動している方々の万全な休息を得る手立てなど、応用が期待できる。</p>	
<p>[筆頭著者詳細] 千葉県出身。九州大学にて医学博士を取得。宮崎大学名誉教授。電位トポグラフィを応用した生理機能の可視化と客観化や看護に有用な材料・機器の開発を行う。</p>	

研究報告	04
デイケアクリニック通院中のアルコール使用障害患者の属性	
片山 健浩 ^{1,2} 松下 年子 ³	
¹ 東都医療大学、 ² 生体機能探査推進機構、 ³ 横浜市立大学	
キーワード： アルコール 依存症 デイケアクリニック	
<p>【目的】 アルコール使用障害の治療施設の一つであるデイケアクリニックは、自助グループにつながれなかった患者への治療教育、就労支援に重点が置かれている。そこに通院する患者の属性を分析することで、今後のアルコール使用障害患者の回復支援につなげていく必要がある。</p> <p>【方法】 都内依存症デイケアクリニック 5 施設において、20 歳以上でアルコール使用障害と診断された者 158 名に自記式質問紙を配布し属性や生活習慣について回答を得た。</p> <p>【結果】 全対象者の平均（±SD）年齢は 57.9±10.5 歳であった。性別は男性 99 名（92.5%）、女性 8 名（7.5%）であった。断酒期間について「0 年（飲酒中）」と回答した者が 16 名（15.0%）であった。「喫煙している」者は 80 名（74.8%）であった。「ギャンブルを好む」者は 44 名（41.1%）であった。「趣味がある」者は 52 名（48.6%）であった。このうち、趣味をギャンブルとする者は 7 名、趣味を飲酒とする者は 1 名であった。婚姻歴は離婚が 36 名（33.6%）、未婚が 51 名（47.7%）であった。「家族にアルコール使用障害患者がいる」者は 23 名（21.5%）であった。就労状況については、有職者が 7 名（6.5%）であった。「身体疾患がある」者は 36 名（33.6%）で、「アルコール性肝炎・肝硬変」が 15 名と最も多かった。「精神疾患がある」者は 11 名（10.3%）で、すべて「うつ病」であった。</p> <p>【考察】 デイケアクリニックに通院中であるが、断酒に至っていない患者の存在が明らかになった。今後は節酒の考えも含めて対象へのケアを考えていく段階にあることが示唆された。</p>	
<p>[筆頭著者詳細] 東京都出身。平成 29 年に横浜市立大学大学院医学研究科より、修士（看護学）を取得。現在、東都医療大学にて勤務し、生体機能探査推進機構では、評議員を務める。</p>	

研究報告	05
芳香物質による体性感覚の生理的変動と認知変化の関係性について	
木下 博恵 ¹²³ 吉永 砂織 ²⁴ 香川 将大 ¹³ 清川 拓馬 ¹³⁵⁶ 根本 清次 ¹³	
¹ 東都医療大学、 ² 宮崎大学大学院、 ³ 生体機能探査推進機構、 ⁴ 宮崎大学、 ⁵ 一般財団法人健康医学協会、 ⁶ 千葉大学大学院、	
キーワード：	芳香環境 体性感覚 認知
<p>【目的】 芳香が疼痛緩和に役立つとされ一部の医療機関で補完療法として用いられている。今回は、ヒトの芳香物質吸入時にどの程度の割合で体性感覚の生理機能に変化が生じ、そのケースの体性感覚認知変化及び情動変化との関連性について考察することである。</p> <p>【方法】 嗅覚や神経疾患を持たない成人女性 29 人に、3 種の精油（バルガモット、ラベンダー、イランイラン）をそれぞれ蒸気吸入し、芳香前後の生理学的客観的評価として体性感覚誘発電位（SEP）測定、主観的評価として体性感覚認知について VAS を用い、その他情動に関しても幾つかの質問を行った。</p> <p>【結果】 3 種類とも吸入前と比べて、SEP の N18-N60 間の電位総和において約 60%のケースで 10%以上の増減を示した。SEP 変動と VAS 変動が同一傾向を示したものが各種約 7～20%、相反傾向が約 20～27%存在した。共に抑制傾向を示したものは各種とも全体の 10%程度あり、その 8 割以上のケースで快適度や芳香の嗜好などで快傾向を示し、かつ具体的な快のイメージや体験想起をしていた。</p> <p>【考察】 全体の 10%程度のケースでは芳香呈示で、生理的にも心理的にも疼痛緩和される可能性が示唆された。また快不快度、嗜好などと共に快のイメージが想起できる香りではより緩和効果が高まる可能性が考えられる。しかし、生理的変化と認知的変化間で、同一傾向を示すケースと同程度相反するケースもあり、適用の際には注意を要する。</p>	
<p>【筆頭著者詳細】 宮崎大学大学院医学研究科看護学専攻修了後、医療機関や行政機関で保健師、看護師として勤務。現在、東都医療大学幕張ヒューマンケア学部看護学科助教。芳香環境に伴う生体機能の変化と認知機能の関係について研究中。</p>	

研究報告	06
橈骨神経麻痺患者の病室で行えるリハビリテーションに関する看護研究	
嶋津 佑亮 ¹ ¹ 東都文京病院	
キーワード： リハビリテーション 作業療法	
<p>【目的】 看護とリハビリテーションが目指す目的には重なる部分があり、病院内だけのケアで終わることなく、退院後の患者の生活を見通しながら看護を実践していく必要がある。 今回は、①患者が退院に向けて主体的に ADL 拡大を目指す②自宅でも継続して行える内容のリハビリテーションの提案を目的に、研究テーマとし実施したのでこれを報告する。</p> <p>【方法】 対象は60代男性、骨折に伴う左橈骨神経不全麻痺により、左手で細かい動作が行えない患者。 リハビリテーション内容は①ちぎり絵②洗濯ばさみをつまむ運動③コインを裏返す動作の運動④リハビリテーションボールを使った運動を、時間は指定せず、病室にいるときに実施した。1日のリハビリテーションの目安はパンフレットを渡して説明した。</p> <p>【結果】 リハビリテーション中の動作の変化および患者の発言の変化に注目し評価を行った。 結果、手指の動きに大きな変化は見られなかったが、「ちょっとした作業なのに腕と指が筋肉痛になっている。使ってなかった分衰えていたんだろうね。退院後もリハビリテーションを継続することが大切であるとわかった。」との発言が得られた。</p> <p>【考察】 本研究において、リハビリテーション看護で、自宅退院にむけた看護師の果たす役割は次のことであると考えた。①リハビリテーションや回復への動機づけを行い、「患者主体」を重視した本人や家族への指導をすること②リハビリテーションを「継続」していくことの重要性の説明と継続していけるように支援すること。</p>	
<p>[筆頭著者詳細] 宮崎大学大学院出身。現在は東都文京病院にて内科・外科・整形外科を中心に幅広く看護展開中。</p>	

生体機能探査推進機構 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当機構は、生体機能探査推進機構（英語名：Biofunctional Finding Organization）略称「BF0」と称する。

(事務所)

第1条 当機構は、主たる事務所を千葉県千葉市に置く。

1 当機構は、理事会の議決を得て、必要な支部を置くことができる。

(目的)

第3条 当機構は、ヒトの生体機能及び研究・開発、その活用に関する事業を総合的に探査及び推進をすることにより、人々の生活の質の向上及び公共の福祉に寄与することを目的とする。

(事業・活動)

第4条 当機構は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 生体機能に着目した教育・研究・開発の実施を行う。
- (2) 生体機能における新たな課題の提示・発信を行う。
- (3) 生体機能における課題の探査およびその提示と解決への取り組みを行う。
- (4) 生体機能を中心とした、新たな市場や事業の創出を行う。
- (5) 生体機能を基盤とした人々や社会を豊かにする創造的な付加価値の創出を推進する。
- (6) その他、上記に関連した一切の事業。

2 前項各号に掲げる事業は、国内および国外において行うものとする。

(公告)

第5条 当機構の公告は、電子公告により行う。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第6条 機構に、評議員3名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第7条 評議員の選任及び解任は評議員会において行う。

2 評議員は、機構の理事又は監事を兼ねることができない。

3 評議員会は、評議員が次のいずれかに該当するときは、決議により、当該評議員を解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(評議員の任期)

第8条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第6条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第9条 評議員は、無報酬とする。

2 評議員は、その職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。費用の弁償の額及びその支給方法については、評議員会が別に定める。

第3章 役員等

(種類及び定数)

第10条 当機構に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上10名以内

(2) 監事 1名以上2名以内

2 理事のうち、1名を理事長とする。また1名以上4名以内を専務理事とする。

(選任)

第11条 理事及び監事は評議員会において選任する。

2 理事長及び専務理事は理事会の決議により理事の中から選任する。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(職務及び権限)

第12条 理事は理事会を構成し、この定款で定めるところにより職務を執行する。

2 理事長は当機構を代表し、業務を執行する。

3 専務理事は理事長を補佐して、業務を執行する。

4 監事は理事の職務の執行を監査する。監事は、いつでも、理事に対して事業の報告を求め、当機構の業務及び財産の状況を調査することができる。監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(任期)

第13条 理事及び監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期評議員会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

3 増員により選任された理事及び監事の任期は、他の在任理事及び監事の任期の残存期間と同一とする。ただし、監事の任期が4年に足りないときは、第1項によるものとする。

4 理事又は監事は、当定款及び法令に定める員数を欠く場合は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第14条 役員が健康を害し職務遂行が困難になったとき、又は役員たるに相応しくない行為があったときは、評議員会の決議によって、当該役員を解任することができる。

(報酬)

第15条 役員の報酬は、無報酬とする。

2 役員は、その職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。費用の弁償の額及びその支給方法については、評議員会が別に定める。

(名誉理事長および顧問)

第16条 当機構には、若干名の名誉理事長および10名以内の顧問を置くことができる。

2 名誉理事長および顧問は、学識経験また過去研究・啓蒙活動に貢献・功労を認めたものとして理事長が委嘱する。

3 名誉理事長の任期は、終身とする。ただし、その職務に相当でない場合は、理事の過半数の決議をもって、その任期を終了する。

4 顧問の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

5 名誉理事長および顧問は、理事長の諮問に答え、また理事長に対して意見を述べるができる。

6 名誉理事長および顧問は、無報酬とする。

7 名誉理事長および顧問は、その職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。費用の弁償の額及びその支給方法については、評議員会が別に定める。

第4章 評議員会

(構成)

第17条 当機構に、評議員会を置く。

2 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

3 評議員会は、議決に加わることができる評議員の5分の3の出席をもって成立する。

4 評議員は、出席した評議員会において、互選により、当該評議員会の議長を選出する。

5 前項の規定により選出された議長は、当該評議員会の会務を総理する。

(権限)

第18条 評議員会は、次に掲げる事項について決議する。

(1) 評議員並びに理事及び監事の選任及び解任

(2) 評議員並びに理事及び監事の報酬及び弁償等の額及び基準

(3) 定款の変更

(4) 当機構の経理及び財産等に関する事項

(5) その他、評議員会で決議することが適切であると理事会が発議した事項

(開催)

第19条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度に1回以上開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第20条 評議員会は、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員の招集を請求することができる。

(決議)

第21条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の5分の2以上が出席し、その3分の2以上をもって行う。

2 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第10条に定める定数を上回る場合には、2分の1以上の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第22条 評議員会の議事については、議事録を作成する。

2 議長及び当該評議員会に出席した理事長は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 理事会

(構成)

第23条 当機構に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

3 理事会は、議決に加わることができる理事の5分の3の出席をもって成立する。

4 監事及び顧問は理事会に出席して意見を述べることができる。

5 理事会の議長は理事長がこれにあたる。

(権限)

第24条 理事会は、次の事項を議決する。

(1) 評議員会の議決した事項の執行に関すること

(2) 評議員会に附議すべき事項

(3) その他評議員会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(4) 理事長の選定及び解職に関する事項

(開催)

第25条 理事会は、通常理事会と臨時理事会とする。

2 通常理事会は、毎事業年度に1回以上開催する。

3 臨時理事会は、次項の各号の一に該当する場合に開催

する。

4 通常理事会及び臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき

(2) 理事現在数の 3 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき

(招集)

第 26 条 理事会は理事長が招集する。

2 理事会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面又は電磁的方法をもって、会日の 7 日前までに各理事及び各監事に通知しなければならない。ただし、議事が緊急を要する場合において、あらかじめ理事会において定めた方法により招集するときは、この限りでない。

(決議)

第 27 条 理事会の議事は、出席理事の 3 分の 2 以上の同意でこれを決議し、可否同数の場合は議長が決するところによる。

(議事録)

第 28 条 理事長は、理事会の議事について議事録を作成し、出席理事及び出席監事が署名又は記名押印の上、これを保存しなければならない。

第 6 章 資産及び会計

(資産の構成及び管理)

第 29 条 当機構の資産は次に掲げるものをもって構成する。

(1) 寄付金品

(2) 資産から生じる収入

(3) 活動展開に伴う事業収入

(4) その他

2 当機構の資産管理は、理事長の指揮のもと理事及び監事等が担当する。

3 当機構の経費は、資産をもって支弁する。

(活動・事業年度)

第 30 条 当機構の活動・事業年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(収支)

第 31 条 当機構の収支予算等は理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 当機構の収支決算書等は、理事長が書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て定時評議員会に提出しなければならない。

第 7 章 補則

(解散)

第 32 条 当機構は、評議員会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(委員会)

第 33 条 当機構の活動・事業の円滑化を図るため、理事会は委員会の設置ができる。

2 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を得て、理事長が別に定める。

(研究員等)

第 34 条 当機構の活動を遂行するにあたり、理事会は研究所を設け、その研究所に研究所長及び研究員等を置くことができる。

2 研究所長及び研究員は、学識経験者等のうちから理事会が委嘱する。

3 研究所の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会が別に定める。

4 研究所長は、研究所の業務を統括し、研究員は、研究所長のもとで調査研究活動に従事する。

(事務局)

第 35 条 当機構に、事務を処理するため、事務局を置くことができる。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。

3 事務局長は、理事会の同意を得て理事長が委嘱し、職員は理事長が任免する。

(実施細則)

第 36 条 この定款の実施に関して必要事項は理事会の議決を得て、理事長が別に定める。

(法令の準拠)

第 37 条 本定款に定めのない事項は、すべてその他の法令に従う。

以上

平成 30 年 12 月 19 日 制定

研究雑誌「Journal of Biofunctional Finding (JBFF)」投稿規定

I 概要

- 1 本誌は、医学や看護学、工学、理学など学際的な観点から、生体機能についての優れた研究を探索、推進し、人々の生活の質の向上及び公共の福祉に寄与するため、論文を広く掲載するものです。
- 2 原稿は、新しい知見を想像するもので、他誌に投稿中、印刷中等の論文は受け付けられません。

II 倫理的配慮ならびに個人情報保護について

- 1 ヒトを対象とした研究については、ヘルシンキ宣言の精神に基づいて下さい。
- 2 研究については、倫理的な配慮がなされていることを言及してください。(所属機関の倫理委員会もしくは、それに準ずる機関の承認を得ていることが望ましい。)
- 3 症例の記述等については、個人情報保護に十分に配慮し、論文掲載の同意は、その旨を論文中に記載して下さい。

III 掲載論文の種類

1 原著

新規性が求められる論文です。A4 用紙 1 枚に 1,200 字とし、4,800 字以上 7,200 字(A4 用紙 4~6 枚相当)以内で作成してください。必ずページ番号を付してください。図表 1 つにつき、400 字相当です。

2 研究報告

原著ほどの新規性は求められませんが、今後の研究を積み重ねるうえで重要な調査や報告など含んでいると考えられる論文です。A4 用紙 1 枚に 1,200 字とし、4,800 字以上 7,200 字 (A4 用紙 4~6 枚相当)以内で作成してください。必ずページ番号を付してください。図表 1 つにつき、400 字相当です。

3 その他

新規性や客観性が原著や研究報告ほど高くないが、非常に有効な内容が見られる論文です。A4 用紙 1 枚に 1,200 字とし、1,200 字以上 4,800 字 (A4 用紙 1~4 枚相当) 以内で作成してください。必ずページ番号を付してください。図表 1 つにつき、400 字相当です。

IV 一般事項 (抄録、図表、引用文献など)

- 1 原稿には表題、氏名、所属とその連絡先住所 (E-mail を含む) を記載し、それぞれに英語表記を付けてください。
- 2 和文抄録 (200 字以内) と和文の Key words (3

~5 個) を付けてください

3 外国の人名や専門用語等は日本語を用い、まぎらわしいなど必要な場合のみ () 内に原語を示してください。

4 図表等は、そのまま印刷できる高解像なものを添付してください。また本文中に挿入箇所をご指定ください。

5 文献引用は、本文中の引用箇所の右肩に番号を記載し、末尾に下記要領で一覧を付してください。著者氏名は最初の 2 名までとし、それ以上の場合、“他” (邦文) もしくは、“et al” (欧文) としてください。

(雑誌) 著者:「題名」誌名 巻数: 始頁-終頁, 西暦発行年

(単行本) 著者:「書名」発行元: 始頁-終頁, 西暦発行年

(URL)「題名」URL, 情報取得年月日

V その他

1 投稿にあたっては、原則 BFO の推薦があることが望ましいですが、原稿の採否は研究雑誌担当者会議で決定します。また、加筆・削除等をお願いすることがあります。(不明な場合は別途お問い合わせください。)

2 投稿論文の掲載のための基本掲載料金は以下の通りです。

・規定項数まで 10,000 円、超過分に関しては 1 項あたり 5,000 円

・生体機能探査推進機構主催の会議・研究会等で発表された内容については、規定項数まで無料

※ただし、理事会による決議によって定めることがある。

3 著者校正は原則として一度行います。本誌は電子雑誌ですが、掲載された論文の別刷りをご希望の場合は、10 部につき 10,000 円をいただきます。著者校正時に希望部数をお申し込みください。

4 掲載論文の著作権ならびに複写権は、生体機能探査推進機構に帰属します。

5 原稿は、電子データを生体機能探査推進機構までお送りください。随時受け付けております。

〈第1回生体機能学術会議実行委員〉

学術会議長 根本清次

事務局長 清川拓馬

実行委員 木下博恵

香川将大

発行者 生体機能学術会議長 根本清次
所在地 千葉県千葉市美浜区ひび野1-1
発行日 平成31年2月19日